

児童手当制度が10月分から変わります

■変更内容

変更点	内 容
(1)所得制限・所得上限	あり⇒なし
(2)支給期間	中学生(15歳年度末)まで⇒ 高校生年代(18歳年度末)まで
(3)第3子以降の扱い	手当額(月額) 15,000円⇒ 30,000円 算定範囲 18歳年度末まで⇒ 22歳年度末まで
(4)支払月	6・10・2月の年3回⇒ 偶数月の年6回 10月分が改正前の最終支払い(改正後の初回支払いは12月から)



市公式
ホームページ

■次のかたは手続きが必要です(対象者①～③のかたには、7月下旬に通知を送付しています。)

対象者	必要書類 ★は市公式ホームページでダウンロードできます。
①中学生以下の児童を養育しておらず、高校生年代の児童を養育しているかた	・児童手当認定請求書★ ・マイナンバーカード(両面)または個人番号確認書類＋本人確認書類の写し ・請求者名義の通帳またはキャッシュカードの写し
②所得上限限度額を超過し、児童手当(特例給付)の支給が対象外のかた	
③児童手当を受給中で、算定児童※として認定されていない高校生年代の児童がいるかた	児童手当額改定認定請求書★
④児童手当を受給中で、平成14年4月2日～平成18年4月1日生まれの子がおり、かつ、子が3人以上いるかた(市公式ホームページのフローチャートをご確認ください。)	監護相当・生計費の負担についての確認書★ ※経済的な負担などがあることの確認書類を求める場合があります。

※以前市から児童手当を受給していたが、年齢到達などで支給消滅となった高校生年代の児童

注意 転出時期などによって手続き場所が異なります

白岡市からの転出時期	手続き場所
9月30日以前に転出	転出先の自治体
10月1日以降に転出	白岡市

※児童の保護者(生計の中心者)が公務員のかたは職場が手続き場所となります。

手続き期限 **10月18日(金)【必着】**

※①～③の対象のかたが期限を過ぎて手続きをした場合は、10・11月分の手当の支給月は、令和7年1月となります。
※④の対象のかたが期限までに手続きをしない場合は、改正(拡充)後の多子加算額の適用がない手当額が支給されます。

手続き方法 通知が届いたかたは、原則、**郵送**での手続きをお願いします。

問合せ 〒349-0215 白岡市千駄野445 こども保育課こども給付担当 ☎0480(92)1111 内線185～187



10月からのりあい交通の運行台数を増便します

現在、午前3台、午後2台体制で運行しているのりあい交通を
終日4台体制とし、利用者の皆さんの利便性向上を図ります。

ご登録はお済みですか？

利用には、乗るかた全員の登録が必要です。※登録完了までに、1～2週間程度掛かります。

登録方法 ▶①②のいずれかの方法でご登録ください。

- ① 市公式ホームページの登録フォームで
- ② 地域振興課窓口またはのりあい交通予約センターに「利用者登録申請書」※を提出
※市公式ホームページからダウンロード可



登録はこちら



市公式ホームページ

キャッシュレス決済を導入します

クレジットカードや交通系電子マネーなどの取扱いを開始します。
現金、回数券も引き続き使用できます。



問合せ 地域振興課交通政策室 ☎0480(92)1111 内線382